

京都市告示第 240 号

京都市文化財建造物保存技術研修センターの指定管理者である社団法人
全国社寺等屋根工事技術保存会から、京都市文化財建造物保存技術研修セン
ター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市文化財建造物保存技術研修
センターの臨時開所について次のとおり申請があったため、これを承認しま
す。

平成 22 年 10 月 15 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日

平成 22 年 11 月 7 日（日）

2 開所の理由

「文化財講演会と選定保存技術の実演展示について」を開催するため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）